

落札者の方へ（注意事項と契約提出書類一覧表）

【工事名】 令和8年度 国史跡南方古墳群第32号法面对策工事
【部課名】 都市建設部土木課
【入札日】 令和8年10月14日

◇ 契約書の提出場所等

①契約書の提出場所	教育委員会 文化財・市史編さん課	【電話番号】 22-7047
契約書の提出期限	令和8年10月21日（水）までに提出 ※ 落札決定の日（入札日）から原則として7日以内	
②工事担当課	都市建設部 土木課	【電話番号】 22-7021
担当者名	甲斐 慎一郎	

◇ 落札者の方へお願い

- 本日中に、契約担当者又は工事担当者等に対して、落札したことを電話等で連絡してください。
- 契約保証金（請負代金額の1割以上の額）を現金で納付する場合には、納付書を準備しますので、あらかじめ、上記「①契約書の提出場所」へ電話連絡し、納付金額を打合せの上、ご来庁ください。
- 契約書の作成、記入等について、ご不明な点があれば、上記「①契約書の提出場所」へお尋ねください。
＜契約書の様式は、本市ホームページに掲載しています。＞
※ 本市ホームページ：「事業者向け」→「入札・検査」の「入札契約様式」→「お知らせ」の「契約書・約款等様式」
- 工事に関しては、上記「②工事担当課」担当者と打合せをお願いします。

工事請負契約提出書類一覧表

- ※ 提出部数は、契約書のみ2部、他は1部提出してください。
- ※ 代表者印は、指名業者登録の際、届け出ている印鑑を使用してください。
- ※ 工事名、工事場所の欄は、必ず記入しておいてください。

【当初契約時に提出する書類】

座＝座判、印＝代表者印

提出書類	注 意 事 項	押印の種類
① 工 事 請 負 契 約 書 （※ 修繕契約の場合は修繕契約書）	※ 請負代金額は、「入札金額」に消費税相当額を加算した額（ただし、1円未満は切捨て） ※ 消費税等額欄には、消費税相当額を記載（ただし、免税事業者の場合は記載しない。） ※ 契約保証金欄は空白にしてください。 袋とじにして表と裏に割印を押す。 2部提出（1部に収入印紙貼付） ※ （別紙1）＝資材の再資源化等に関する事項（工事によって該当しないものもあります） 変更契約をした場合は、別紙2を提出	座・印
② 履 行 保 証 証 書 （契約保証金）	西日本建設業保証（株）・金融機関・履行ボンド・履行保証保険等を提出 ※ 保証期間については、裏面の「契約保証について」を確認してください。 ※ 現金で納付される場合は、事前に上記「①契約書の提出場所」へご連絡ください。 （工事の契約（契約保証）についてとお伝えください。）	

※これからあとの書類は契約書に綴じこまないでください。

提出書類	注 意 事 項	押印の種類
③ 工事着手届	契約日は、落札決定の日（入札日）から原則として7日以内（土・日・祝日を含む。）の日を記入 着手日は、契約締結の日から原則として5日以内（土・日・祝日を含む。）の日を記入 工期は、完工日が土・日・祝日にならないようにすること。 右上の日付は、着手日を記入（ただし、土・日・祝日の場合は翌開庁日）	座
④現場代理人選任通知書	履歴書を提出してください。 注）営業所の専任技術者が現場代理人を兼ねることはできません。	座
⑤ 主任技術者選任通知書 監理技術者	履歴書・資格者証の写しを添付してください。 資格等を確認してください。【JVの場合：代表者、構成員ともに各1通ずつ提出すること】	座
⑥ 履 歴 書	主任・監理技術者は、資格者証の写しを添付してください。 （現場代理人と主任技術者又は監理技術者が別人の場合は、それぞれ提出） ※職歴は、工事担当履歴ではなく、就・退職履歴等を記入	個人印
⑦ 工 程 表 *会社の住所、商号又は名称、代表者名を記入してください	工種を記載のうえ、それぞれの予定工程を黒実線で表示する。 （サイズはA4で横置き）	座
⑧課税・免税事業者届出書	契約日が課税・免税期間内に含まれること。【JVの場合：代表者、構成員ともに各1通ずつ提出】※免税事業者は、契約書の消費税の額の欄は空白にしてください。	座
⑨ 建 退 共 掛 金 収 納 書	収納書を貼付けてください。	座
⑩請負代金口座振替依頼書	前金払・中間前金払と部分・完工払の口座は、別口座としてください。	座
⑪別記様式第1号（説明書）	契約書には 綴じない で、提出してください。（工事によって該当しないものもあります）	

【工事完成後に提出する書類】

⑫ 完 工 届	変更契約をした場合は、変更後の請負代金額・完工期限を記入	座
⑬ 請 求 書	請求書の住所・氏名欄に座判を押す。 振込先欄に振込先、請求明細欄に工事名を記入	座

※ 前金払・中間前金払を請求される方（請負金額が100万円以上）は、前払保証会社の保証書の提出が必要です（ただし、修繕契約の場合を除く）。

※ 中間前払金は、前払金を請求された方に限って、所定の手続きを経てから請求することができます。

※ 修繕契約の場合の提出書類は上記①、②、⑧、⑨、⑫および⑬が対象となります。

契約保証について

契約保証の種類		契約保証の期間
1	現金を納入	納入日が当該工事請負契約の契約日以前であること。
2	西日本建設業保証㈱の保証 （ただし、修繕契約の場合を除く）	保証期間が契約日を含むこと。
3	銀行等の保証	保証期間が契約日を含むこと。
4	保険会社の履行保証保険契約 又は工事履行保証契約	保証期間が契約日を含むこと。